

事業所間ネットワーク増強及びバックアップ回線等の使用契約

仕様書

令和6年11月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
システム計算科学センター  
サイバーセキュリティ統括室

## 1. 概要

原子力機構では、研究開発業務の円滑な遂行のため、事業所間に通信品質の安定した帯域保証型の通信回線を契約している。近年では、OS やアプリケーションのアップデートによる通信量の増加に加えて、テレワーク・Web 会議等の増加で帯域保証型回線のみでは回線が混雑し、業務に支障が出ることから、事業所間にベストエフォート型の通信回線を使用し、帯域保証型の通信回線と使い分けることで、費用対効果を考慮しつつ事業所間通信の混雑緩和を図るとともに、万一、帯域保証型の通信回線において障害が発生した場合にはバックアップ回線として活用する。

また、原子力科学研究所の近郊拠点（本部、大洗研、核サ研）においては、事業所間通信用に高速・低遅延な自営光回線等を利用しているが、障害が発生した場合、復旧までに時間を要するため、バックアップ回線を整備し、機構における円滑な研究開発業務の遂行に資することとする。

これに加え、機構では自治体との円滑な連絡業務等を目的として小規模事務所等を設置しており、事務所間にベストエフォート型の通信回線を使用している。それら通信回線契約を一本化することで契約の合理化を図る。

## 2. 調達物品

事業所間ネットワーク増強及びバックアップ回線等 一式

## 3. 調達方式

使用貸借とする。使用期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日とする。

なお、使用期間開始までに通信回線を提供するために必要となる付帯工事を実施することとし、その費用等の諸経費は賃貸借費に含めること。

## 4. 納期

令和7年4月1日

## 5. 仕様

### 5.1 事業所間ネットワーク仕様

- ①「6. 拠点住所 6.1」に示す拠点にサービス可能なベストエフォート方式の光ケーブル回線を拠点毎に以下の回線数設置すること。  
原子力科学研究所：4回線、上記以外の拠点：1回線
- ②「6. 拠点住所 6.1」に示す原子力科学研究所、本部、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究所の各回線は、回線終端装置から業者側ネットワークまで複数のユーザと共用しない専有回線であること。
- ③拠点間の通信回線は、最大 1Gbps 以上で通信可能であること。
- ④整備する回線間は、機構の通信のみ行えるレイヤ 3VPN ネットワークであること。なお、受注者はレイヤ 3VPN ネットワークを提供する器材までを用意し、拠点間ルーティングを行うルータは機構が用意する。
- ⑤機構との端点（LAN 側）は RJ45 型コネクタを用いた接続方式とし、1000Base-T で接続可能であること。
- ⑥LAN 側は IPv4 による通信が可能なこと。
- ⑦回線認証を行い、本契約で締結する回線以外にネットワークへ接続されないよう制限すること。
- ⑧24 時間 365 日の故障受付・修理対応専用窓口を用意し、回線保守対応が可能であること。

と。アクセス回線と VPN サービスは一元的に保守可能であること。

- ⑨現在と異なるネットワークでの導入となる場合は、切り替え期間において、既存のネットワーク通信に影響を与えないこと。

## 5.2 事務所間ネットワーク仕様

- ①「6. 拠点住所 6.2」に示す拠点にサービス可能なベストエフォート方式の光ケーブル回線を拠点毎に1回線ずつ設置すること。
- ②拠点間の通信回線は、最大 100Mbps で通信可能であること。
- ③整備する回線間は、機構の通信のみ行えるレイヤ 3VPN ネットワークであること。なお、受注者はレイヤ 3VPN ネットワークを提供する器材までを用意し、拠点間ルーティングを行うルータは機構が用意する。
- ④機構との端点（LAN 側）は RJ45 型コネクタを用いた接続方式とし、10/100/1000Base-T で接続可能であること。
- ⑤LAN 側は IPv4 による通信が可能なこと。
- ⑥回線認証を行い、本契約で締結する回線以外にネットワークへ接続されないよう制限すること。
- ⑦現在と異なるネットワークでの導入となる場合は、切り替え期間において、既存のネットワーク通信に影響を与えないこと。

## 6. 拠点住所

### 6.1 事業所間ネットワーク拠点住所

No	拠点名	住所
1	原子力科学研究所	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4
2	幌延深地層研究センター	北海道天塩郡幌延町字北進 432 番地 2
3	青森研究開発センター	青森県むつ市大字関根字北関根 400 番地
4	福島環境創造センター（南相馬）	福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場 45-169
5	大熊分析研究センター	双葉郡大熊町大字夫沢字北原 5
6	いわき事務所	福島県いわき市平字大町 7 番地 1 平セントラルビル 8F
7	廃炉国際共同研究センター（富岡）	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 790-1
8	檜葉遠隔技術開発センター	福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22
9	原子力緊急時支援・研修センター	茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601 番地 13
10	システム計算科学センター	千葉県柏市若柴 178-4 柏の葉キャンパス 148 街区 4
11	東京事務所	東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 2 号 富国生命ビル 19 階

12	東濃地科学センター（土岐）	岐阜県土岐市泉町定林寺 959 番地 31
13	東濃地科学センター（瑞浪）	岐阜県瑞浪市明世町山野内 1 番地 63
14	敦賀事業本部	福井県敦賀市木崎 65 号 20 番地
15	原子力緊急時支援・研修センター 福井支所	福井県敦賀市縄間 54 号大西平 6 番 2
16	福井事務所	福井県福井市毛矢 1 丁目 10-1
17	本部	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
18	核燃料サイクル工学研究所	茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
19	大洗原子力工学研究所	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

#### 6.2 事務所間ネットワーク拠点住所

No	拠点名	住所
1	原子力科学研究所	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4
2	高崎	群馬県高崎市綿貫町 1233
3	青森連絡事務所	青森県青森市新町 1-2-18 青森商工会議所会館
4	六ヶ所事務所	青森県上北郡六ヶ所村尾駸野附 1-35 むつ小川原ビル
5	水戸連絡事務所	茨城県水戸市笠原町 978-25 茨城県開発公社ビル
6	札幌事務所	北海道札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1-23 道通ビル
7	産学連携サテライト事務所	茨城県那珂郡東海村白方 2-5
8	東海診療所	茨城県那珂郡東海村照沼 1230-2
9	外来者用多目的宿泊施設	茨城県那珂郡東海村舟石川駅東 3-7-25

#### 7. 現地作業

現地作業を実施する場合は以下の点に留意して作業すること。

- (1) 作業 1 ヶ月前までに作業工程表を提出して当機構の確認を得ること。
- (2) 作業開始前に作業員名簿を提出すること。また、作業責任者を指名して、作業の監督を行わせるとともに、当機構との打ち合わせにあたらせること。

- (3) 作業は当機構の勤務時間内に実施するものとする。但し、緊急を要し当機構が承認した場合は、所定の手続きを行い実施すること。
- (4) 作業時は他の機器、設備に損傷を与えないよう十分注意すること。万一そのような事態が発生した場合は、遅滞なく当機構担当へ報告を行い、その指示に従って速やかに原状に復すること。
- (5) 作業責任者は、作業にかかわる日報を提出すること。

## 8. 提出資料

下記に示す提出資料を纏めた資料を提出すること。

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 作業工程表(作業発生時1ヶ月前に) ※ <sup>1</sup>        | 2部(要確認) |
| (2) 保守連絡先(使用開始までに)                          | 2部      |
| (3) 使用回線一覧表(使用開始までに)                        | 2部      |
| (4) 作業報告書類(作業発生時都度) ※ <sup>1</sup>          | 2部      |
| (5) 上記資料を保存した電子媒体(使用開始までに)                  | 2部      |
| (6) 組織及び従事者に係る情報 ※ <sup>2</sup> (契約締結後速やかに) | 1部      |

※<sup>1</sup> 新規に作業を行う場合

※<sup>2</sup> 組織に係る情報として資本関係・役員の情報及び本作業の実施場所を、従事者に係る情報として従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修等)・実績及び国籍を記載すること。

## 9. 支払方法

契約後、当機構及び受注者双方で協議の上、決定する事とする。なお、本契約に関する請求書は可能な限り1つに纏めて提供されること。

## 10. 守秘義務

受注者は、本業務の実施により知り得た情報を当機構に無断で第三者に漏洩してはならない。

## 11. 疑義

本仕様書に関して、あるいは、記載のない事項について疑義が発生した場合は、当機構及び受注者双方協議の上対処するものとする。

## 12. グリーン購入法

本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。

## 13. 特記事項

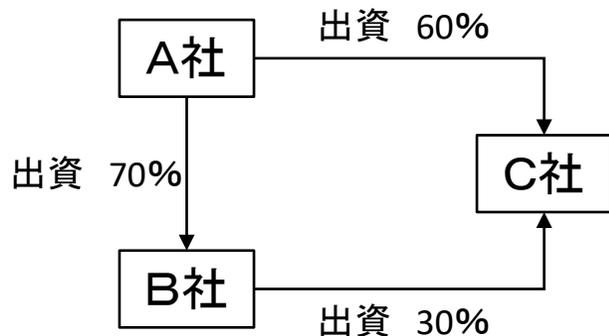
- (1) 今後、国において策定される当機構の改革計画等に基づき、本契約期間中に通信回線を提供すべき対象拠点が増減する可能性がある。また、現時点でその時期等が明らかになっていないことから、契約期間中において対象拠点の増減が生じた際は、最低利用期間の定めがある場合であっても、これを適用しないものとする。
- (2) 利用状況を鑑み、使用期間内に各通信回線の帯域等を変更する場合がある。

以上

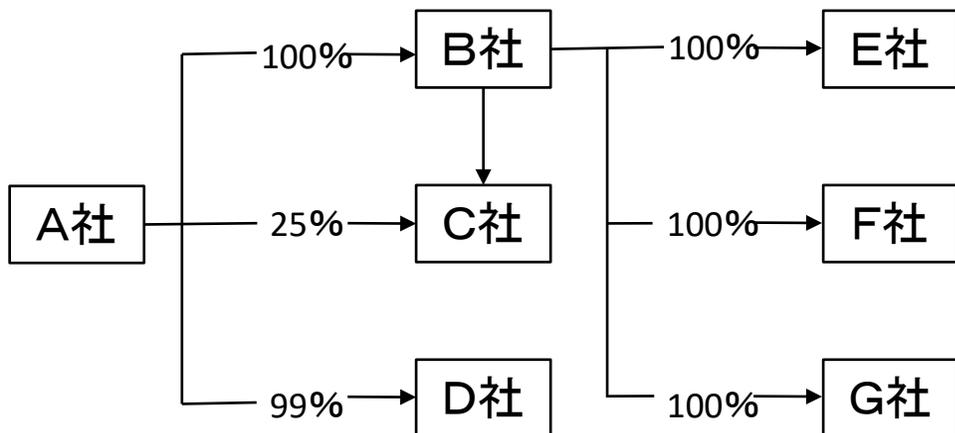
【組織に係る情報の作成例】

資本関係・役員の情報\*1・当該契約案件の実施場所を記載のこと。資本関係及び役員の情報についての参考例は下記のとおり。

【資本関係】参考例 1



【資本関係】参考例 2



【役員の情報】参考例

締役	●●●●●	取締役 兼 代表執行役社長
	●●●●●	取締役 兼 代表執行役副社長
	●●●●●	取締役 兼 ●●●●●グループ専務執行役員 ●●●●●自動車(株) 取締役社長 ●●●●●(株) 執行役員会長
社外取締役	●●●●●	社外取締役 ●●●●●大学●●●●●教授 ●●●●●商事(株) 社外監査役 (株)●●●●●社外監査役 (株)●●●●●社外監査役
	●●●●●	社外取締役 ●●●●●証券(株)
	●●●●●	社外取締役 ●●●●●(株) 代表取締役社長 ●●●●●(株) 社外取締役

\*1「資本関係・役員の情報」については、貴社で一般に公表している情報(例えば、ホームページに掲載している「会社概要」など)があればその写しでも可。

【従事者に係る情報の作成例】 当該契約案件従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修等）・実績及び国籍についての情報を記載のこと。

従事者	所属	専門性	実績	国籍
A(*2)	●●●●●	<p>【情報セキュリティに係る資格】                      令和●年●月：●●●●●取得                      令和●年●月：●●●●●取得</p> <p>【情報セキュリティに係る研修】                      令和●年●月：●●●研修受講</p>	令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事	日本
B	●●●●●	<p>【情報セキュリティに係る資格】                      令和●年●月：●●●●●取得                      令和●年●月：●●●●●取得</p> <p>【情報セキュリティに係る研修】                      令和●年●月：●●●研修受講</p>	令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事	日本
C	●●●●●	<p>【情報セキュリティに係る資格】                      令和●年●月：●●●●●取得                      令和●年●月：●●●●●取得</p> <p>【情報セキュリティに係る研修】                      令和●年●月：●●●研修受講</p>	令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事	●●
D	●●●●●	<p>【情報セキュリティに係る資格】                      令和●年●月：●●●●●取得                      令和●年●月：●●●●●取得</p> <p>【情報セキュリティに係る研修】                      令和●年●月：●●●研修受講</p>	令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事 令和●年～●年：●●●業務に従事	●●

\* 2氏名の記載は不要